国立民族学博物館防災管理規則

（平成１６年４月９日
規則第　　２７　号）

（目的）

第１条　この規則は、消防法及び大学共同利用機関法人人間文化研究機構固定資産取扱規則に基づき、国立民族学博物館（以下「本館」という。）における防災管理の徹底を期し、災害を予防するとともに災害による人的、物的被害を軽減することを目的とする。

（危機管理委員会）

第２条　防災管理についての審議機関として危機管理委員会を置く。

２　危機管理委員会の構成及び運営等については別に定める。

（防火管理）

第３条　防災管理者の業務を補助させるため、火元責任者を置く。

２　火元責任者については別に定める。

（火元責任者の任務）

第４条　火元責任者は、次に掲げる各号の任務を遂行するものとする。

(1)　火気及び火気使用場所の管理

(2)　火気使用設備器具、危険物施設等の点検

(3)　消火設備器具、避難設備器具等の平素の維持管理

(4)　その他火災予防に関すること

（臨時火気使用）

第５条　本館内において、臨時に火気を使用する場合は、火元責任者を経て防災管理者の許可を得なければならない。

（防災教育・防災訓練）

第６条　防災管理者は、職員に対して防災教育を行うとともに、消防機関と緊密な連絡をとり、防災訓練を行わなければならない。

２　職員は、防災教育及び防災訓練に参加しなければならない。

（非常持出の標示）

第７条　火元責任者は、担当区域内の重要物品にあらかじめ非常持出の標示をしておかなければならない。

（自衛消防隊）

第８条　火災その他の災害発生時の被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を置く。

２　自衛消防隊の編成及び任務は別表１及び別表２のとおりとする。

（災害発生時の措置）

第９条　自衛消防隊の本部長は、災害の発生を知ったときは、直ちに自衛消防隊を出動させ

るものとする。

２　火災を発見した者は、直ちに守衛室に連絡するとともに初期消火に努めなければならない。

３　守衛室の警備員は、前項の連絡を受けたときは、その旨館内放送により全館に通報するとともに消防機関に連絡し、また自衛消防本部長若しくは副本部長及び防災管理者に連絡しなければならない。

（勤務時間外における災害発生時の措置）

第１０条　勤務時間外において、火災その他の災害が発生したことを知り又は招集を受けたときは、職員は速やかに参集しなければならない。

（補則）

第１１条　この規則に定めるもののほか、防災管理、防災教育、防災訓練及び自衛消防隊の運用等については、防災管理者が作成する消防計画の定めるところによる。

附　則

この規則は、平成１６年４月９日から施行し、平成１６年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２３年４月２６日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２９年１１月２８日から施行する。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和元年９月１０日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和３年６月２３日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、令和５年６月２７日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、令和６年５月２８日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

別　表　1

自衛消防隊の編成と任務（編成表）

自衛消防隊本部長
（館長）

副本部長
（管理部長）

本部付
（危機管理委員会委員）
・各副館長
・各研究部長
・情報管理施設長
・センター長
・管理部長
・総研大コース長
・各課長

（特別展等開催期間※）

自衛消防隊長
統括管理者
（総務課長）

代行者
（財務課長）

班名	班員	担当箇所
通報班	防災センター要員	全館

自 衛 消 防 隊

班名	班長	区分	班員	担当箇所
連絡・情報収集班	総務課課長補佐 （代：総務課総務企画係長）	連絡・情報収集	総務課所属職員	全館
初期消火班	研究協力課長	初期消火	研究協力課所属職員	全館
安全防護班	財務課課長補佐 （代：財務課施設係長）	安全防護	財務課所属職員	全館
			中央監視室要員	
応急救護班	情報課長 （代：情報課情報システム係長）	応急救護	情報課所属職員	全館
避難誘導班	企画課長 （代：企画課課長補佐）	来館者誘導	企画課所属職員	標本資料収蔵庫、本館展示場（1階エントランスを含む）、特別展示場、講堂（地下休憩所を含む）
			インフォメーション・スタッフ	本館展示場（1階エントランスを含む）、特別展示場
			ホール内等警備員	
			情報課 図書所属職員	本館3階、書庫
		避難確認	ホール内等警備員	・本館展示場 ・特別展示場
			企画課所属職員	本館1階（収蔵庫を含む）
			研究協力課所属職員	本館2階事務室（セミナー室を含む）
			情報課所属職員	本館3階
			総務委員	本館4階、第7展示棟4階
搬出班	企画課標本資料係長	搬　出	企画課所属職員	企画展示場、特別展示場

※開催期間には、準備及び撤収期間を含む。

別表２

自衛消防隊の編成と任務（任務表）

班	災害等発生時の任務	警戒宣言が発せられた場合の組織編成	警戒宣言が発せられた場合の任務
通　報　班	1　消防機関への通報及び通報の確認 2　関係者への連絡（緊急時における職員連絡網による） 3　館内への非常放送及び指示命令の伝達	通報班は、関係各所への通報を速やかに行うため、非常体制を編成する。	1　自衛消防隊長と連携しながら、関連情報を全館に通知する。 2　外部からの問い合わせの対応をおこなう。
連絡・情報収集班	1　消防隊長、本部長との連絡調整 2　防災センター内にて、関連情報を収集し、自衛消防隊長および本部長へ連絡 3　消防署の消防隊への情報の提供及び災害現場への誘導 4　避難確認班からの避難完了の報告を自衛消防隊長に通知 5　その他必要な事項	連絡情報収集班は、情報収集担当として編成する。	1　報道機関等により地震注意情報及び警戒宣言発令に関する情報を収集し、自衛消防隊長に連絡する。 2　現場の状況を防災センターに報告 3　副本部長とマスコミ対応について協議する。 4　防災センターにて、警戒宣言中の館内行動の記録をとる。
初期消火班	1　出火階に直行し、消火器・屋内消火栓等による初期消火作業に従事 2　消防隊との連携	初期消火班は、点検措置担当として編成する。	建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、消防用設備等、危険物の点検及び保安の措置を講じる。
安全防護班	1　火災発生場所へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 2　電気・ガス等の安全措置 3　消防隊との連携	安全防護班は、点検措置担当として編成する。	建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、消防用設備等、危険物の点検及び保安の措置を講じる。
応急救護班	1　応急救護所の設置 2　負傷者の応急処置 3　救急隊との連携、情報の提供	応急救護班は、情報収集担当として編成する。	上記の連絡・情報収集班の任務と同様のほか、救出資器材等の確認をする。

避　難　誘　導　班	1　来館者に対して避難準備・避難開始の指示命令の伝達 2　非常口の開放及び開放の確認 3　避難上障害となる物品の除去 4　未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 ＜来館者誘導＞ 1　来館者の避難誘導 2　避難誘導後の来館者対応 ＜避難確認＞ 1　避難誘導の補助 2　未避難者がいないかの避難確認 3　避難完了の最終報告	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。 来館者の避難体制を速やかに整える。 展示場警備及びインフォメーション・スタッフとの連携体制を編成する。 館内未避難者の確認をするエリア毎の担当を編成する。	混乱防止を主眼として、来館者の案内及び避難誘導を行う。 避難誘導後の来館者対応について、本部長と協議し、その結果をインフォメーション・スタッフに指示 安全に来館者を本部（避難場所）まで誘導する。誘導後の来館者対応を避難誘導班長の指示のもと実施 掲示板、携帯用拡声器等により避難者者に対する周知を図る。 エリア毎の避難完了の報告を行う。
搬　出　班	1　特別展等に係る重要物品の搬出、保管	搬出班は、点検措置担当として編成する。	建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、消防用設備等、危険物の点検及び保安の措置を講じる。